

## 令和元年 第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月5日(水)から19日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月5日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
6日	木			
7日	金			
8日	土			
9日	日			
10日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
13日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
14日	金	予 備 日		
15日	土			
16日	日			
17日	月	総務文教委員会	9時	付託事件審査
18日	火	予 備 日		
19日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和元年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
令和元年6月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時35分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月5日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 鞍手町監査委員の選任
- 日程第4 議案第27号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例
- 日程第8 議案第31号 鞍手町関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算 第8号）
- 日程第14 議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 第1号）
- 日程第15 議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 第4号）
- 日程第16 議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 第5号）
- 日程第17 議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 第1号）
- 日程第18 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除

令和元年6月5日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和元年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成30年7月9日発覚の官製談合・汚職事件に係る裁判結果等について行政報告を行います。

平成30年7月9日に流域関連公共下水道事業の実施設計業務委託の入札における官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で徳島眞次前町長が逮捕され、その後7月31日に同容疑で、8月21日に加重収賄容疑で、更に10月10日に受託収賄容疑で合計4度にわたって逮捕されました。これらの逮捕により同氏は、平成30年7月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害で起訴され、8月21日には再度同容疑で、9月11日には加重収賄罪で、10月31日には受託収賄罪などで追起訴され、11月8日に初公判が行われました。

裁判は、述べ5回行われ、平成31年3月28日に本件に対する判決が下されました。

判決理由は、今回の事件が「町の業務の公正や社会の信頼を損なう悪質な犯行」とし、判決内容は、懲役2年6ヶ月、追徴金75万円、そして収賄金として受領した1,000万円を没収するというものでありました。

判決に対する控訴期間は、判決のあった日の翌日から起算して14日目の4月11日まででありましたが、同氏は、控訴期限までに控訴しませんでしたので、4月12日に刑が確定いたしました。

この刑の確定により、同氏に対し町長第1期目の任期満了後、鞍手町特別職職員退職手当支給条例及び鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の規定に基づき支給した退職手当については、鞍手町特別職職員退職手当支給条例第6条の「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職金の全額を返納させることができる」という規定に基づき、同日付けで返納請求を行っております。

第1期目分の退職手当は、1,172万6,400円ありますが、同金額から源泉徴収に係る所得税184万3,497円と町県民税101万2,500円の合計額285万5,997円を控除した887万403円が手取額となっておりますので、同手取額を返納請求しております。

そしてこの返納請求を行った退職手当については、5月27日に同氏より全額返納されております。

また、退職手当から源泉された所得税184万3,497円と町県民税101万2,50

0円については、それぞれ納付した公署に還付請求を行い、町県民税については既に還付され、国税についても5月30日付けで還付処理が行われたとする通知を受けており、近日中に還付される予定となっております。

以上が、平成30年7月9日発覚の官製談合・汚職事件に係る裁判結果等についての行政報告であります。

#### ○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、平成30年度鞍手町繰越明許費・繰越計算書の報告及び第3次鞍手町男女共同参画基本計画の報告、並びに小牧墓所移転造成工事請負契約状況の報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情2件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 田中二三輝君及び4番議員 宇田川亮君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第26号は、鞍手町監査委員の選任であります。

現鞍手町監査委員であります幸田喜孝氏の任期が、令和元年6月20日で満了することに伴い、同士を再度監査委員として選任いたしたく議会の同意を得るものであります。

なお、同士の略暦につきましては、略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第3 議案第26号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第26号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号 鞍手町監査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時10分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に進みます。

日程第4 議案第27号を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第27号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

現鞍手町固定資産評価審査委員であります坂田正明氏の任期が、令和元年6月9日をもって任期満了となるため、同氏を再度委員として選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第27号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第27号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第27号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第27号は同意することに決定しました。

次に、日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号の2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月31日付けで専決処分しました一部改正条例の承認であります。一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第28号は、専決第4号 鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例は、ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の措置対象の改正、住宅借入金等特別控除に係る控除期間の拡充及び軽自動車税の税率の特例の改正等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日及び令和元年6月1日から施行されたことに伴い、専決処分により所要の改正を行ったものであります。

次に、日程第6 議案第29号は、専決第5号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ及び減額の基準額の見直しを内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分により所要の改正を行ったものであります。

以上が、日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第30号から日程第12 議案第35号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第30号から日程第12 議案第35号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第30号は、鞍手町森林環境譲与税基金条例の制定であります。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されることに伴い、当該譲与税を効果的かつ効率的に管理運用するための基金を設置し、必要な事項を条例で制定するものであります。

次に、日程第8 議案第31号は、鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例です。

本条例は、鞍手駅関連施設である駐車場の日額の駐車場整理料の徴収方法をパーキングチケット方式に変更することに伴い、日額、月額ともに消費税及び地方消費税を内税とした上で駐車場整理料を据え置くこととするため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第32号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例は、個人の町民税の非課税の範囲の改正、軽自動車税の税率の特例及び賦課徴収の特例の改正等を主な内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成31年3月29日に公布され、令和元年10月1日以降、随時施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第33号は、鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、じん芥指定ごみ袋等の手数料をじん芥組合構成市町の申し合わせにより現行価格で据え置くことに伴い、消費税及び地方消費税を内税にすること等を含め、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第34号は、鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。



本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これらの法律に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、災害者支援の充実を図る観点から所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12 議案第35号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、平成30年12月25日閣議決定された平成30年の地方からの提言等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第7 議案第30号から日程第12 議案第35号までの6件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第13 議案第36号から日程第17 議案第40号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第13 議案第36号から日程第17 議案第40号までの5件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月25日付け及び平成31年3月31日付けで専決処分しました補正予算に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第13 議案第36号は、専決第6号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から地方譲与税及び税交付金、地方交付税のうち特別交付税及び国・県支出金などの歳入の確定や歳出の執行残の減額等により、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、主に事業費の確定に伴う減額を行っており、2款 総務費では、ふるさと納税推進費において、平成30年度ふるさと納税寄附額が3,403万6千円で確定したため関連費用の減額を、また、3款 民生費では、障害者福祉費の通所系サービス給付費において利用件数の減少等により減額しております。

また、歳入では、10款 地方交付税のうち特別交付税の確定により追加する一方で、17款 寄附金のうち指定寄附金では、歳出でも述べましたが、ふるさと納税寄附額の確定により減額を行っております。

これらの要因により生じた財源余剰額2億6,448万9,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額することにより、歳入歳出予算を調製しております。

そしてこれにより、歳入歳出それぞれ3億8,127万2,000円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ77億9,029万7,000円として、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第14 議案第37号は、専決第7号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、償還者の返済額減少により、歳入において貸付金回収金18万3千円を減額、それに伴い、歳出において一般会計繰出金18万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52万4,000円とし、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第15 議案第38号は、専決第3号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号の承認であります。

本補正予算は、地質調査業務委託に地元調整が発生したことに伴い、年度内に委託業務の完了が見込まれないため、歳出1,026万円を令和元年度へ繰越明許するものとして、3月25日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第16 議案第39号は、専決第8号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1,527万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億5,098万6,000円として、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第17 議案第40号は、専決第9号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、医療機器購入費の確定に伴う不用額を減額するものであります。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ502万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,117万3,000円として、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

以上が、日程第13 議案第36号から日程第17 議案第40号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第41号及び日程第19 議案第42号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第18 議案第41号及び日程第19 議案第42号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第41号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費において、コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う補助金の計上及び、広く住民の意見を聴取し、町政に反映させるためのまちづくり懇談会の関連予算を計上しております。

また、地方税法等の一部改正に伴うふるさと納税推進費の増減補正を行っております。

3款 民生費では、介護予防事業ポイント交付金において、本年度実施する事業に対する商品券等の給付を翌年度とするため、ポイント交付金を全額減額し、併せて債務負担行為を計上しております。また、プレミアム付商品券事業費では、県の実行委員会に加入すること及び商品券の販売を郵便局に委託することに伴う増減補正を行っております。

6款 農林水産業費では、伏原池の耐震業務委託料を計上しております。また、森林環境譲与税創設に伴い、収入見込額と同額を基金積立金として計上しております。

7款 商工費では、県の本予算にプレミアム付地域振興券発行に伴う関連予算が計上されることから、本町においても鞍手町商工会補助金に関連予算を追加しております。

一方歳入では、先ほど歳出で述べましたプレミアム付商品券の販売収入を21款 諸収入に計上しております。

また、歳出で事業費を増額した補助事業に伴う国庫支出金の追加を行っております。

これらの要因により生じた財源余剰額664万4,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額することにより、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億1,932万1,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ79億5,425万5,000円としております。

次に、日程第19 議案第42号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、保健事業費の国民健康保険健康ポイント事業の一部を翌年度に実施するため、事業費の一部を減額して債務負担行為を設定するもので、事業費の減額に伴い県支出金及び繰入金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ77万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億4,466万2,000円としております。

以上が、日程第18 議案第41号及び日程第19 議案第42号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第20 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第20 議案第43号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和元年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和元年度分の固定資産税の課税免除申請が企業6社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第20 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時35分

令和元年鞍手町議会第4回臨時会会議録（第2号）						
令和元年6月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月10日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月10日 午後2時20分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進課長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権課長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康課長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

令和元年第4回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>2番 野口 美恵子</p>	<p><b>1. 子育て中の女性に対する支援について</b> (1)就職を希望する子育て中の女性を対象に就職相談や斡旋、保育所の情報などを提供できる施設や窓口は。</p> <p><b>2. 不育治療費助成金について</b> (1)不育症の女性に対して治療費の助成をする予定は。</p> <p><b>3. 70歳現役の社会参加支援について</b> (1)70歳現役の方々の就職、NPOボランティア活動などの社会参加支援に取り組む考えは。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>12番 野 信之</p>	<p><b>1. 公立小学校、中学校のトイレの洋式化について</b> (1)現在の洋式トイレの比率はどうか。 (2)今後のトイレの洋式化の見通しは。 (3)災害時の避難所にも指定されているが、高齢者や障がい者の受け入れにトイレの対応ができるかどうか。</p>	<p>町 長</p>
<p>11番 西藤 典子</p>	<p><b>1. ゴミ減量化・環境美化の推進について</b> (1)近年、ゴミ問題が深刻さを増しているが、鞍手町におけるゴミ問題について町長の見解は。 (2)ゴミ問題にかかわる具体的取組とその問題点は。 (3)ゴミ問題解決のための抜本的対策は。</p> <p><b>2. 高すぎる国民健康保険税の引き下げについて</b> (1)改正による町民への影響は。 (2)全国知事会等の提言についての見解は。 (3)具体的とりくみの可能性は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>4番 宇田川 亮</p>	<p><b>1. 子ども医療費無料化の拡充について</b> (1)高校卒業まで拡充した場合の費用は。 (2)子育て支援と定住促進のためにも拡充すべきでは。</p> <p><b>2. 危険家屋の解消について</b> (1)危険家屋解体費用への補助金を予算化したが、周知と反応は。 (2)町が危険家屋と認知している件数の内、家主がわかっているのは。 (3)計画的に解消していくための対策は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

令和元年6月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、2番議員 野口美恵子君の質問を許可します。

野口美恵子君。

○2番 野口 美恵子君

通告書に従って一般質問を行います。

まず第1に、子育て中の女性に対する支援についてです。

就職を希望する子育て中の女性を対象に就職問題や保育所の情報提供、子育てをしながら働きやすい中小企業の求人開拓、就職の斡旋、入社後のフォローまできめ細やかな支援を提供できる施設や窓口が鞍手町にはないように思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

施設や窓口の設置状況については、地域振興課の課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

確かに質問されるように、鞍手町にはそういった窓口、施設はございませんが、就職を希望する子育て中の女性の就職相談やあっせん、保育所の情報などを提供できる施設や窓口としては、厚生労働省福岡労働局が所管しております「マザーズハローワーク」や福岡県が運営する「子育て女性就職支援センター」があります。

このうち、「マザーズハローワーク」は、福岡市と北九州市にそれぞれ1か所、「子育て女性就職支援センター」は、福岡、北九州、筑豊、筑後地区に計4か所あり、筑豊地区では飯塚市に設置をされています。以上です。

○議長 星 正彦君

野口美恵子君。

○2番 野口 美恵子君

第3次鞍手町男女共同参画基本計画によりますと、働く女性が十分に能力を発揮でき、多



様なニーズに対応した支援の充実を図りますとして、1番から4番の項目の施策が上げられていますが、具体的に内容があれば教えていただけますでしょうか。

4項目についてですが、

1項目目は、働く女性への労働に関する広報と情報提供。

2番目として、働く女性の能力、人材開発のための研修の実施。

3番目として、働く女性の交流の場の提供。

4番目が、相談体制の充実ということになっています。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

先程もちょっと申し上げましたが、現在鞍手町で直接そういう取り組みができていないかと言いますと、できていない状況でございます。

しかし先程私が申しましたように、福岡労働局が所管をいたしております「マザーズハローワーク」では、求職活動の基準が整い、かつ具体的な就職を希望する子育て中の女性や父子家庭の父親を対象に、職業相談や再就職に必要な各種セミナー、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供などを行っています。

また、市町村との連携により、保育所や地域の子育て支援サービスに関する情報の提供なども行っています。

また、県が運営しております「子育て女性就職支援センター」におきましても、専門のコーディネーターを配置いたしまして就職相談や保育などの情報提供に対応するほか、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談の実施、民間の職業紹介事業者への委託による職業紹介や求人開拓・就業のあっせんを行っています。

町、県、国がお互いに連携しあいながらそういったものに対応しているということで考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口美恵子君。

○2番 野口 美恵子君

今の説明で十分内容が分かりました。これからも県等と一緒に連携をとって、なるべく子育て女性の就職支援等に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

不育治療費の助成金についてです。

町長は不育症の女性が鞍手町にいらっしゃるということをご存じでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私自身は不育症の方がいらっしゃるということは承知しておりません。また助成について

も今のところは鞍手町としては考えていないところです。

○議長 星 正彦君

野口美恵子君。

○2番 野口 美恵子君

鞍手町では不妊の治療費の助成を行っています。一般不妊の治療だと1年で3万円、特定不妊治療は1年間で15万円ということは、これはとても素晴らしいことだと思うのですが、実際不育症の方が鞍手町に住んでいらっしゃいます。

県内でいうと、上毛町が不育治療の助成を行っています。現在6組に1組の割合で不妊の夫婦が多いのですが、不妊の夫婦の方々にとって助成金をいただいているということはすごくありがたいことだと思うのですが、実際不育の方がいらっしゃって、保険がきかないので1回の治療費がとても高額になっております。

若い世代の定住化、少子化対策の一環として鞍手町でも不育症の助成を検討していただけないかと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、不育症の方がいらっしゃるということは町としては把握ができておりませんでした。

それで母子手帳を交付した際に、まずはアンケート調査を行っております。その際に死産、流産の経験についても伺っています。

不育症といいますと、2回以上流産を重ねた方というようなことが1つ提議としてあるということは承知をしておりますけれども、実際にアンケートの設問に不育症に関する項目などを追加して、今後まずは不育症の方がどれぐらい鞍手町にいらっしゃるか把握をしたいというふうに考えております。

また、非常に内容もデリケートな問題でもありますので、直接妊婦の方に接する保育士さん等に相談内容を合わせて聞いていただいて、総合的に判断をし、今後助成をするかどうかについては検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

野口美恵子君。

○2番 野口 美恵子君

今のお答えで、今まではアンケートにもそういう項目がなかったのですが、今度からはアンケートにその項目を入れていただけるということで一歩前進かと思いますが、なるべく前向きに助成の検討をしていただけることを期待して次の質問に移ります。

3番目として、70歳現役の社会参加支援についてです。

70歳現役の方々の就職、NPOボランティア活動などの社会参加支援に取り組むお考えはありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今現在、確かに高齢で元気なお年寄りの方が増えております。

男性でいえば、平均寿命が81歳、女性は87歳というふうに平均寿命が延びて、非常に高齢化をしています。

先程も言いましたように、元気な高齢者の方が非常に増えていまして働きたい、または社会貢献をしたいというふうに言われる方が統計上は70歳以上で7割ぐらいの方がいらっしゃるということです。

このようなことから、福岡県においては全国に先駆けて、平成24年に「福岡県70歳現役応援センター」が設置されました。

ここでは、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、70歳になっても働き続けたり、NPO・ボランティア活動を通じて社会貢献をしたりするなど、いわゆる「70歳現役社会」の実現に向けた様々な取り組みを行っています。

町といたしましては、NPO法人「鞍手町ボランティア連絡協議会」や、ニコニコ体操やシニア料理教室、また鞍手公園の清掃など、社会貢献活動に取り組んでいますし、そのボランティア連絡協議会に町としても助成を行っています。

地域包括支援センターが実施する介護予防サポートポイント事業の中で、介護予防サポートリーダー等によるボランティア活動を、「地域貢献サポート活動」として新設し、ボランティアポイント事業を拡大することで、高齢者等の社会参加活動を支援しております。

議員がお尋ねしています、社会参加支援へ取り組みですが、働きたい意欲のある高齢者の方は、「福岡県70歳現役応援センター」への取次ぎや同センターへの活動を周知するための広報を強化して行きたいというふうに考えています。

また、社会参加活動については、鞍手町ボランティア連絡協議会や介護ボランティア活動の取り組みを支援し、高齢者が住み慣れた地域で元気に生活できるよう、70歳現役世代の社会参加の拡充に努めていきたいと考えています。

○議長 星 正彦君

野口美恵子君。

○2番 野口 美恵子君

いろいろな取り組みを教えてくださいました。

高齢率が鞍手町は多く、医療費も増えるばかりですので、今後それらの取り組みを今まで通り行って行って、介護予防のためにもなると思いますので期待したいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で野口美恵子君の質問を終了します。

次に、12番議員 的野信之君の質問を許可します。

的野信之君。

○12番 的野 信之君

通告に従いまして質問いたします。

本日は、公立小学校、中学校のトイレの洋式化について町長に質問いたします。

町民の皆様から様々な相談を受ける中、現在小学校に通うお子様の保護者の方から和便器のトイレが非常にしにくいと、また保育園、幼稚園に通うお子様の保護者からは、小学校に入学させるのが非常に心配である。和式トイレでトイレが出来るのかという意見を多くいただいております。

現在の小中学校のトイレの洋式化の比率はどうなっているのでしょうか。また、特に小学校の比率はどのようになっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては教育課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

現在の小学校の洋式トイレの比率についてお答えいたします。

小学校の洋式トイレの比率は、児童と職員用を合わせまして、校舎内におきましては、剣南小学校が6ヶ所で22.2%、剣北小学校が10ヶ所で23.8%、西川小学校が4ヶ所で28.6%、新延小学校が4ヶ所で26.7%、室木小学校が6ヶ所で28.6%となっています。

なお、古月小学校につきましては、昨年の9月議会で鱈坂議員の質問の答弁として、ご説明させていただきましてとおり、トイレの破損に伴いまして、10月に1つのトイレを洋式トイレに改修しましたので、洋式トイレは7ヶ所となり、比率は29%となっています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

的野信之君。

○12番 的野 信之君

文部科学省のトイレ状況調査の結果が発表になっております。

平成28年4月時点での各学校設置者のトイレ方針では、鞍手町は各トイレに1個程度の和便器を設置し、他は洋便器、洋式化率60%以上と方針を出しております。

また、近隣の市町村におきましては、小竹町、遠賀町が概ね洋便器、洋式化率90%以上、また直方市、宗像市は各階に1個程度の和便器を設置し他は洋便器、洋式化率80%以上という方針を出しております。

町長にお尋ねいたします。今後のトイレの洋式化の見通しはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今後につきましては、昨年、古月小学校で破損した和式トイレを洋式トイレに改修しましたように、学校で現在設置している和式トイレが破損した場合、その都度、洋式トイレに改修していきたいと考えています。

今まで何度かこのトイレについては質問をお受けしております。中学校につきましては2校を統合した際に、トイレについても先程議員がご指摘のような形でトイレの設置を行っております。

中学校では86%が洋式ということにはなっていますが、現在小学校は6校まだありますので、なかなかそれについて全てのトイレを洋式にするということは財政上の負担も大きくありますし、なかなか今のところ進んでいないという状況があります。

そういった意味で先程答弁しましたように、和式トイレを改修して行く都度洋式トイレに変えていきたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

的野信之君。

○12番 的野 信之君

いま報告いただいたように、非常に小学校の洋式化が遅れていると思われまます。小中学校は災害時の避難所にも指定されております。

特に、小学校は各地域において重要な避難所であります。その地域、地域で真っ先に避難される所であります。そういった意味で、万が一災害が起こった場合、真っ先に高齢者や障がい者の方が避難されると思われまます。

足腰の弱った高齢者や障がい者にとって和式トイレでの利用は肉体的にも精神的にも非常に負担が掛かると思われまます。高齢者や障がい者の受入れにトイレの対応が十分今のままで出来るのかどうか町長にお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これまでも災害時の避難所として指定している小学校のトイレの在り方については、平成25年6月議会、平成29年3月議会では前町長が、そして昨年9月議会でのご質問には、私が答弁をさせていただいております。

基本的には先程答弁させていただいた内容と同じにはなりますが、修繕が必要になった和式トイレについては、順次、洋式化にしていくこととしております。

ただし、災害時において小学校等を避難所として開設した際に、高齢者や障がい者の方が既存のトイレでは使用が困難な場合は、プライバシーが保たれることを前提として簡易トイレ等で対応していくということを想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

的野信之君。

○12番 的野 信之君

ありがとうございました。

本当に災害はいつ起こるか分かりません。早急なる対応をお願いして、私の質問とさせていただきます。

○議長 星 正彦君

答弁はいりませんか。

○12番 的野 信之君

はい。

○議長 星 正彦君

以上での野信之君の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤典子君の質問を許可します。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

まず、ゴミの減量化、環境美化の推進についてお尋ねいたします。

先月の23日、新任議員研修で町内の公共施設の視察ということで、浄水場、遠賀川下流浄化センター、泉水の最終処分場、くらしクリーンセンターの見学に行かせていただきました。また今月の2日の日曜日は、春の清掃デーということで私は住まいの近くの鞍手駅から小牧周辺の道路沿いの清掃に参加いたしました。

また、その間、奈良の鹿が衰弱死して胃の中から3.2キロのポリ袋と見られる異物が見つかったというニュースや、或いはマレーシアが輸入されたプラスチックゴミを数百トン輸出国に送り返す方針を示したというニュースに接しまして、鞍手町においてもゴミ問題は避けて通れない状況にあるのではないかという思いを強くいたしました。

そこで町長にお尋ねしたいと思います。

鞍手町のゴミ問題につきまして町長はどのような見解をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミ問題は非常に重要な問題だというふうに考えています。

いま議員がご指摘のように、非常に幅広い問題でもあります。

そういった意味で総合計画では、町づくりの基本政策として、「人が安心して暮らせる環境づくり」を掲げており、ゴミの分別の徹底、再資源化できるものはゴミとして排出しないようにする。そういったリデュース、リユース、リサイクル、よく言われる3Rの推進に努

めるということで総合計画を策定しております。

そのためには、町民・事業者・行政が協力して廃棄物の排出抑制、処理の適正化に取り組んでいくとともに、処理に係る費用の削減や環境に対する負荷の軽減を図るよう、廃棄物処理における環境型社会の構築を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

現在、鞍手町では指定ゴミによります固形燃料用ゴミ、それからビン、缶、ペットボトル、燃えないゴミの分別収集、そして証紙による粗大ゴミの収集が行われていると思いますが、道路や空地に散乱するゴミ、特に空き缶やプラスチックゴミが非常に目立ちますが、かなり酷いものがあります。分別やそういったことは資源ゴミの回収は行われていますが、まだ更に工夫の余地はないものかという思いを持っています。そういう検討はされていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のポイ捨て、または不法投棄というような問題は鞍手町に限らず後を断たない、非常にゴミ問題としてもなかなか解決の難しい問題だというふうに思っております。

まずは、鞍手町においては住民の意識、モラルの向上を図る啓発活動、リサイクル団体への推進補助金や生ゴミ処理容器等の半額補助、そういったゴミ減量化、資源化の推進を図るといふことと同時に、衛生連合会主催の年2回、春と秋の清掃デーを行っていますが、そういった美化活動をとおして住民の方達のモラルの向上に向け取り組んでいきたいというふうに思っております。

そしたまた、ポイ捨てや不法投棄が目立つところにつきましては禁止看板の設置を行い、町としてはルートを定めて道路上のポイ捨て等の定期巡回、回収の委託を行っており、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所も定期的に巡回パトロールを実施していただいております。不法投棄対策については県警、保健福祉環境事務所等と連絡も行っているところです。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

確かにそういうこともしていただいていると思うのですが、私の経験した範囲で述べさせていただきますと、宮田の資源物拠点の回収場所があります。あそこがちょっと遠いという感じがありまして、私の近くの方は直方市の資源回収場所が感田の近くにあるわけですが、そこにペットボトルを持って行っているとか、或いは、最近業者がUBOXといって、ダイソーの近くとか、中山口の信号辺りにあったりします。ああいう所に持って行っている方も大分いらっしゃるようです。

更には、車の窓からポイ捨てもあるのですが、子どもさんにゴミを持たせてコンビニのご

み捨て場に持って行くとか、そういったことも見えるような状況もあります。

ゴミ袋を使わなくても気軽にゴミを出せるような施設をもう少し増やしていただくという方法はないでしょうか。感田のところに行って見ましたが、勿論みんな裸で入れられる、袋とかはいらないわけです。そこに係の方がいらっしゃっていただいている、おそらくクリーンセンターでもそういうことが行われているのだと思います。深草さんですかね、そういう業者もあるということも聞きましたが、あその場所については、鞍手のゴミ収集の中には書いていないので分かりにくいです。くらじクリーンセンターの所は詳しく書いています。まだ他にもあると聞いていますが書いていないから情報として分からないということで利用していない方もあるのです。

ゴミ袋はお金がいるのです。わざわざ買ってまでしなくてもという気持ちを持たれる方もあるようですから、ゴミ袋を買わなくてもそこに行けば気軽にゴミが出せるというような場所も増やすという手もあるかなと思っています。そういうお考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

只今質問議員がおっしゃいましたとおりに、くらじクリーンセンター以外で、町内で深草環境サービス、うちの町内のごみ回収業者でございますが、こちらの方に資源物の無料回収はその場所に持って行けば回収をさせていただいております。

確かに、言われましたように、パンフレットの方には載っておりません。役場の窓口の方ではこのような資源物の無料回収のお知らせということで、ここには具体的にいつ回収するかとか、そういうことは載せておりますが、なかなか皆様方になじみがないところでございますので、今後もう少しその件について工夫をして住民の皆様方に周知出来るように行っていきたいというふうに思っております。

ちなみに、深草環境サービスの受入期日は毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、それから祝日と第1、第2、第3土曜日の午前9時から正午まで受入をしています。

日曜日、お盆、年末年始と第4、第5土曜日はお休みにさせていただいております。このような内容をチラシの方に作っていますので、もう少し周知するように考えたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

ぜひそういうことも増やしていただきまして、折角そういう場所があれば出そうかというお気持ちがある方はそこに出せるような状況も作っていただけたらと思います。

もう一つは、私も議員研修で行かせていただきまして、ゴミ問題についての認識を新たにしたいという経験をいたしまして、町内の皆様方にもぜひああいう施設の見学をしていただく



ようなこと。やはり、知ればどういう場所で、現場の方がどのような頑張りをされているかとか、或いはリサイクルされたものがどういうふうにご利用されているかということが分かればゴミも出そうという意欲も湧いてくるのではないかと思うのですが、町内の施設への見学の状況はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

今具体的に件数等については把握した資料はございませんが、小学校の社会見学だとか、それぞれのいろいろな活動団体とか、そういうところの申し出があれば、先日議員さん達が研修されたような形でそれぞれ、クリーンセンター、泉水の最終処分場等に見学出来るようには整えてはおります。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

こういうことを申しましたのは、研修に行きまして資料をいただきました。これを見ますと内容はそのままですが、1つは昭和62年1月ということで泉水の最終処分場の資料です。くらじクリーンセンターが平成14年となっています。30年とか15年経った資料です。おそらく皆さん行かれる方が少ないのではと思いました。

折角こういうものがありますので、どんどん声をかけていただいて現場に行っていただきますと認識も高まるのではないかと、そういう方面の働きをぜひしていただけたらと思います。

今後は抜本的な対策を講じないといけないのではないかなと思いますが、何かそういったことに、先程も答弁いただきましたが何かビジョン、展望をお持ちでしたら伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミ問題につきましては、一番は住民の方達のモラルをどう向上させて行くか、ゴミを捨てれば捨てた人、また必ずそれを拾わないといけない、ポイ捨てについてはそういう問題があります。不法投棄にしても捨てた人があれば必ずこれは行政が費用を掛けて回収していくということになりますので、そういった意味でもポイ捨て、不法投棄を無くすということがまず1つ。そしてまた先程言いましたように3Rですね。リデュース、リユース、リサイクル、これをやはり住民の方達にご理解をいただいて、再資源になる物は再資源として活用しますし、まずはゴミを出さないようにする、そしてまた再利用する、そういったことも住民の方達に知っていただくということになると思います。

そういったことをするには、小さい子どもさんの時からそういった環境に対する認識を持っていただく上でも、いま議員が言われたようなクリーンセンターの社会科見学を含めいろ

いろな啓発活動も含めて行っていききたいと。そしてまた子どもさん達だけでなく地域住民の方達にもそういったゴミのことについてご理解をいただくように進めていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

そういうこともぜひやっていただきたいと思いますが、結局私は思いますに、ゴミを出さないためには、作りすぎないことが大事ではないかと思っております。

日本は、国民1人あたりのプラスチックゴミの排出量が、アメリカに次いで世界第2位だそうです。プラスチック等の、今までのような大量生産、大量消費、大量廃棄、こういったのを早く方向転換して行かないといけないのではないかと、そのためにそういう仕組みづくりですね。そのためには、例えば生産から廃棄までメーカーが責任を負うというような法整備、そういったものもやはりしていただくような国とか、産業界にたたみかけるような取り組みをぜひ鞍手町から進めていただきたいなと思っております。どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

プラスチックゴミが多いということです。そしてまた生産量が世界第2位ということですが、鞍手町のような1町が声を上げてなかなか解決に向けて進むということは難しい状況かとは思っています。

これは産業界全体が、また日本全体が考えて行くべき問題だというふうにも思いますし、むしろ消費者から声を上げるということも1つあるのではないかなというふうに思います。

そういった意味では、再利用としてデポジット制みたいなこともありますし、そういったことも1つは考えとしてあろうかと思いますが、まずは日本全体でゴミ問題を考える上で政府並びに消費者としての国民がそういった意識を持つ、またそういった啓発活動を地道にして行くということから始める、そういうことになろうかというふうに思います。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

次の質問に移らせていただきます。

高すぎる国保税の引き下げについてでございます。

現在鞍手町の国民健康保険税は所得が年収224万円、これを給与所得にしまして138万8,000円の40代の夫婦と子ども2人の4人のモデル世帯、所得は夫のみの場合、これは平成28年度の国民健康保険実態調査による平均所得だそうです、これで試算しますと、国民健康保険税、平成30年度が22万1000円という計算になっているようです。224万の給与収入の中から22万の国保税を払う、収入の約1割にあたります。あまりにも

高すぎるという実感をもっております。

更に、平成30年度から国保の都道府県単位化に伴いまして、鞍手町では所得割が0.2%引き下げられまして、均等割が4,800円引き上げられております。

この結果、実質どの程度の値上げになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

手元にはそういったモデルケースによる国保税の増高、増減については今資料がありません。ただ、30年度から議員がご指摘のように国民健康保険は福岡県との共同運営により、福岡県が国民健康保険の財政運営責任主体となったことに伴い、国民健康保険事業納付金及び標準保険料率の制度が導入され、鞍手町では福岡県から示された標準保険料率等を参考に、10年ぶりとなる国民健康保険税率の改定を行いました。

低所得者層に配慮した税率設定だったこともあり、住民からの苦情は無かったと聞いております。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

あまり滞納も増えていないというようなこともお聞きしております。

ただ、やはり個別にはかなりきつくなった方もいらっしゃるのではないかなと推測いたします。国民健康保険につきましては同じ収入、世帯構成の家族が加入する保険が違うだけで最大2倍以上の負担を強いられるということがあるように、加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという実態があります。

これは国民皆保険制度を土台から掘崩す大問題だとしまして、抜本的な財政基盤の強化が必要であるという提言が全国知事会や、全国市長会、全国町村会等から度々提出されておりますが、このような提言や決議につきまして町長の見解をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

全国知事会が行った「国民健康保険制度の見直しに関する提言」では、国保を将来にわたって持続可能なものとするためには、「あるべき保険料水準」について十分議論した上で、極めて高い被用者保険と保険料負担の格差をできる限り縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要であるとされております。先程議員がご指摘のとおり提言が行われております。国保の見直し協議に向けて強く要請されたものとこの提言については理解しております。

また、今年5月に行われた提言、やはり知事会が提言を行っておりますが、その提言では国保の医療費の増高に耐え得る財政基盤を確立するため、国、定率負担の引き上げや子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入など、速やかに結論を出すことを求め、さらに、国保の

国庫負担減額調整措置の廃止及び全国一律の制度の創設について、今夏に公示が予定されている参議院議員通常選挙公約に盛り込むよう、各政党へ要請を行っているということです。今年の提言の中です。

いずれにしましても、現在、国保が直面しております課題解決のための全国知事会の提言であるというふうに私も捉えております。

本町としましては、この提言の内容は県及び市町村が共通して抱えている課題として捉えているところです。機会がございましたら町村会についても国保の現状について、また財政基盤の強化については話をしていきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

そのような中で、特に子どもの場合の均等割の問題が何度も問題になっています。他の保険ではそんなことはないのですが、国保だけが子ども一人につき、鞍手町でありましたら2万8,600円です。子どもの数に応じて課税されるということですね。子どもをたくさん産めば産むほど苦しくなるから産めない状況も生まれて来るようなことがあります。何とか子どもに掛かる均等割の減額とか削減ということを求める声が高まっているのです。

そんな中で今年度から全国的にかなり子どもの均等割の独自軽減とか、寡夫世帯の国保税減免などの新しい形の軽減策の導入が始まっています。

例えば、石川県加賀市では高校生までの子どもの均等割を半額に減免する。仙台市では18歳未満の保険者の均等割額の30%相当額を減額すると。北九州市でも18歳未満の2人目から1人あたり33万円に所得割料率を乗じた額を所得割額から減額する。

兵庫県赤穂市では、18歳未満3人以上の世帯の均等割額を3人目は50%、4人目以降は100%減額、埼玉県富士見市では、18歳未満の子ども3人以上の世帯で、3人目以降は均等割を全額免除する。こういったような動きが生まれています。

そこでお尋ねいたしますが、鞍手町における義務教育世代の第2子以降の子ども数は何人でございますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えさせていただきます。

ご指摘のありました義務教育世帯は67世帯、被保険者が102人でございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

その子ども達に関わる均等割の合計金額はいくらになりますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

法定軽減の対象となっている者も含めまして約202万円でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

202万ということの計算の結果が出たようですが、これ全額とは申しませんがこのような軽減実現への第一歩として、鞍手町でも202万全額とはいかなくても減額の第一歩を踏み出すというお考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在鞍手町では、中学生までの医療費窓口負担については全額無料ということで、所得の制限もなく子どもさんの医療費を無料にしております。これは福岡県下でも60市町村の内での12市町村だと思っておりますが、取り組んでおります。

また高校まで無料化をしているところはありますが、その自治体については全て小学校からの窓口負担については一部負担をしていただくということで全額無料にしているというわけではありません。そういった意味では、鞍手町が現在中学校まで外来、入院を含めて全て窓口負担を無料にしているということは他の自治体よりも私は優れた制度ではないかなというふうに思っております。

そういった意味から、高校生までの無料化ということについては現在のところは考えておりません。

現状としては、私は鞍手町の制度は優れた制度であるというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

本当に素晴らしいと思います。子どもの医療費が中学校卒業まで無料化で、一覧表を見ても○、○、○と鞍手町に付いているのを見るととっても嬉しいのです。

鞍手町の人が鞍手町に住みたいと思う若い人が増えていただいて、子どものある家庭の人達が定住して下さるようなそういう働きの一環としてこういうこともしていただいたらどうか思っております。

前回私が質問しました中で、子ども医療費無料化に対する国のペナルティが昨年度については減りました。今後また更に子どもの医療費の無料化の運動が全国的に広まると、国もいつまでもペナルティを、これはみんなで声を上げてペナルティとかは無くさせないといけなと思います。そういうようになって余裕ができたというときには、一番に子どもさんをた

くさん産んで欲しいと、子どもが多くなって欲しいと、これを願っているのに、その人達に生まれるごとに2万8,600円国保税を掛けるとかというようなことははやく無くして欲しいなと思っております。今後とも努力をしていただきたいなとお願いいたしまして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○4番 宇田川 亮君

改選後初の一般質問となります。

4月に掲げました公約実現のためにまた4年間頑張りたいと思います。その公約の一部を今回一般質問で取り上げさせていただきましたので、きちっとした答弁をお願いしたいと思います。

通告に従いまして2点について質問いたします。

まず1点目は、子ども医療費無料化の拡充についてです。

子ども医療費無料化については2015年10月から小学校卒業までの医療費と、中学校卒業までの入院費が無料になり、2016年10月からは中学校卒業までの医療費が完全無料になりました。高校卒業までの医療費無料化を行っている自治体も全国的に広がっており、福岡県内においても数自治体の実施をされております。

現在の県内の状況と高校卒業まで拡充した場合の費用についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件については保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

答弁をさせていただきます。

福岡県内で18歳までを対象として助成を行っているところは県内5市町ございますが、全てにおいて小学生以上に医療費の自己負担を設けております。

それともう一つですが、子ども医療につきまして高校生世代、18歳まで拡大した場合の公費の負担額については約725万円ほど増額が見込まれます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

高校卒業までの医療費無料化、自己負担はあっても助成をしているところは今5市町ということですね。

私の資料はちょっと古いものかも知れませんが、平成30年4月1日現在で言えば、先程町長が前質問議員の答弁でされていましたが、中学校卒業までの医療費の無料化をしているところはまだ少なく、鞍手町は先進的だというようなお話だったと思うのですが、今年の4月1日現在では60市町村中、中学校卒業までの医療費の無料化、自己負担あるなしは別にして何らかの助成をしている所が既に27市町に上っているところです。

その内、自己負担なしが14市町ですから、もう既に先進的などというような話ではないです。全国的には先程言いましたように高校卒業まで医療費無料化しているところが増えて来ていて、先程の課長の答弁においても福岡県内において高校卒業までの医療費の無料化助成をしているところは5市町ということになっていることから言えば、決して先進的というふうには思いませんが、その点の認識について町長に答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁をいたしました。いま議員の資料によれば60市町村の内の14市町村が中学校までが医療費が無料ということで、自己負担あるなしを考えれば27ということで、14は自己負担なしが14というようなご質問の中での説明だったというふうに思います。鞍手町の先進性も薄れて来ているのではないかなというふうなことであります。

捉え方にもよるとは思いますが、まだまだ私自身は中学校までの医療費の無料化はこの近隣市町村の中では、やはり私は取り組みとしては素晴らしい取り組みだというふうに思っております。

そして、鞍手のような小さな町での取り組みでもありますし、財源的なことから考えましても私は決して今の医療費に対する取り組みが輝きを失っているというふうには捉えていません。そういった意味で、まだまだ議員が言われるように拡充するという考えもあるとは思いますが、例えば子育て支援定住という観点からすれば、この医療費に限らず私はまだまだ他の施策による子育て支援の考えもあっていいのではないかなというふうには思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

どうも町長は先走って、先の答弁を先にしてしまいまして質問しにくいわけですが、いま私が聞いたのは前段の部分だけです。町長が答えられた、薄まってきているのではというような、先進的なものが薄まってきているのではないかなという認識についての質問だけだったので、その辺をよく聞いて答えて下さい。

2018年、今年の4月1日現在の状況を先程言いましたが、この状況で言えば高校卒業までの入院のみまで無料にしていると。これは飯塚、福津、桂川町。入通院ともに無料にしているのがみやこ町、築上町、これは私の古い資料かも知れませんが、そういうところが今

実施されております。

それとともに、今全国保険医団体連合会というところがあります。ここが調査しているところでは、内容を見ますと無料化しても医療費自体は横ばいで推移すると。無料化したからといっていきなり医療費が増えるとかということではないと。逆に夜間診療が減ったり適切な歯の治療など、そういうもので重症化を抑える。長期的には医療費を押し下げる効果があるというふうにも調査結果が出ています。

更に、慶應義塾大学の調査によりますと、通院の無料化は高額な入院の5%もの件数削減に繋がっているという調査結果も出ています。

とすれば、全体的に考えると医療費の無料化、高校卒業まで医療費無料化したとして、その分に掛かる自己負担分の町の負担が、先程の答弁によれば725万円掛かったとしても、全体的な医療費が抑制されるというような調査結果も出ているわけです。全体的に見れば、勿論子育て支援にも繋がりますし、先程言いました定住促進、子育てしやすいまちづくりということで、それから出生率の増加にも繋がって来ると。敷いては先程言いました医療費の抑制を図るということにも繋がってくると思います。

そういった意味からも高校卒業までの医療費を無料にして行くべきだというふうに考えますが、その点も踏まえての答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程質問議員からありました5市町については、先程も言いましたように、小学生からの一部自己負担はあるわけです。そういったことからすれば鞍手町の中学校の窓口自己負担が入院、通院ともないということについては、私は先程も言いましたように他の市町村に比べても引けを取らない制度だというふうに考えています。

ただ、いま議員がご質問されましたように、高校生まで、例えば通院の医療費の一部負担はあるにしても、一部補助するということが医療費の増加には繋がらない、または医療費の削減効果もあるのではないかというような発表もあったということです。そのことについては私共の方としては確認が出来ておりません。

そういった意味で、まだまだ実態としてそういった効果があるかどうかについては今後検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程から自己負担は鞍手町は完全無料化、最初からそういうふうにして来ました。その流れで中学校卒業までは今のところ完全無料化です。

ただ、他の市町村も自己負担があるとしても、一月に通院で言えば800円、入院で言えば500円とか、そういう程度なんです。そこを内は完全無料化だから最先端を行っていま



すという認識にはならないと思います。一月に800円、これも結構大きな負担とはなりませんが、1回行けば自己負担額は3割ですから、それでも自己負担がほぼ800円のところが、通院で言えば多くあるというところです。

勿論鞍手町は自己負担を完全無料にしていますから、そういった意味では先進的ですが、その認識をもう少し改めていただきたいし、先程の医療費の抑制にも繋がるかも知れない、子育て支援にもなる定住促進なりということにも繋がってくるのではないかという意味で高校卒業までの無料化を提言しているわけですから、もう一度十分に考えていただいて検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も質問者の質問の中でありましたように、5市町が自己負担はありながらも高校生まで取り組んでいるというようなご質問の内容でした。鞍手町としても取り組んだらどうかというようなことですが、先程も言いましたように、実際にどれぐらいの効果があるかどうかということも先進的に取り組んでいる自治体の現状も調査した上で、それが鞍手町の財政状況に鑑みた上で叶うかどうかも含めて今後検討して行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

効果を見込んでやるわけではないのですよ。こういう効果も見込めるのではないかという話も私はしましたが、実際は子育て支援なんです。ここが一番ですよ。

ですから効果を見込んでやる、しないという話でなくて、子育てするのでしたら鞍手町という施策の一環としてやって欲しいということを言っていますので、その辺も含めて今後検討していただきたいと、このことを述べて次に進みたいと思います。

次に、危険家屋の解消についてお伺いします。

特にこの4月に選挙がありまして、選挙中町内いろいろな細かいところを選挙カーで回って来ましたが、その中で今にも崩れそうな危険家屋が、私が質問している関係もありまして、すぐ目に留まるのです。危険家屋の近所の方からも声をかけられて早く何とかして欲しいと、1日も早く何とか解消してもらえないかというような訴えもありました。

特に、個別で言いますが、古門北区、あそこは長屋といいますか、ありますが、もう住めるどころの話じゃなくて、町長も何回もご覧になったこともあると思いますが、本当に持ちこたえているのが不思議なくらいの家屋があります。その数メートルしか離れていない所には家が四方に建っています。危険家屋が崩れれば周りの家屋に被害が出るのは誰の目から見ても明らかです、そういった状況です。まさに危険家屋の解消は待ったなしの喫緊の課題だと考えます。

町長は本年度予算で危険家屋解体費用への補助金を予算化されましたが、持ち主への周知、

その反応について、どういうふうな答えが返ってきているのかも含めてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この危険家屋解体補助事業につきましては、募集開始を今年度の9月2日を予定しております。現在この事業開始に向けて準備を進めているところでございます。

周知につきましては8月より広報、ホームページ等で周知を行う予定としております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

広報とホームページ等もいいのですが、持ち主が分からないと、持ち主がこれを目にしないと何にもならない施策だと思います。町が危険家屋と認知している件数の内、持ち主が分かっているのは何件ぐらいあって、連絡先とか話し合いが出来る状況である家主はどのくらいあるのかというのを分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

町が危険空き家として認知している件数につきましては、これまでもご質問いただいて答弁させていただいておりますように、町内には崩壊の危険性があり修繕や解体などの緊急度が高い物件につきましては161件というふうに認知しております。その内現在までに解体の処分をされたのが4件、残る157件の内連絡先を町が把握しているものについては22件というふうになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

連絡先が分かっているのが157件中22件ということですね。

持ち主、家主さんが分かっている件数というのはどのくらいですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

調査を行う段階で、平成27年に調査を行った時には、特措法に基づいて庁舎内の税情報等に基づいて、それから水道の開栓情報、それから元々委託しましたゼンリンさんが持っている家屋情報等を突合してこの情報となっています。ですので、第1次的な持ち主というか所有者はある程度確認はできると思いますが、先程申しましたように課税免税未満である非課税部分については、その後長期に亘って所有者の情報が更新されていけませんので、死亡されていたりとか、確認できない等もございますので、今後はこれは調査をしていくという形になっていくかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の周知の問題ですが、連絡先が分かっているのは22件ということでしたが、ここには勿論早めに直接こういう補助制度が出来ましたと、ぜひ早めに解体工事などをやっていただけないかというような話は出来ると思うのですが、特措法に基づいた町が危険空き家と認知しているのが残り157件の内135件。22件引けば連絡先の分からないところが135件、ここをまずどうしていくのかということで、先程も言いましたように危険空き家の解消は喫緊の課題だと思います。いつ事故が起きてもおかしくない、誰かが怪我をする、若しくは死亡するというような事故が起きたら本当大事なんで、早急に解消を図って行かないといけません。

町だけではなかなか難しい部分もあると思いますが、国、県への要望も含めて解消に向けての対策をぜひ練っていただきたいというふうに思いますが、この点についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員がご指摘のようになかなかその特定の危険空き家が誰の所有であるかということ突き止めるまでもかなりの手間がかかります。最終的に突き止められるかどうか不明な点があります。そういったことから、鞍手町の空き家等対策計画の中では、倒壊の危険があり修繕や解体など緊急度が高いと判定される、先程言いました157件と、また老朽度危険度ランクがありまして、その周囲に対する危険度ランクというのもランク2というのがありまして、その倒壊した場合通行人だとか、車両に危険を及ぼす可能性があるものが132件あります。危険度ランクCと危険度ランク2のいずれにも該当する空き家は40件あります。

そういったことから、この40件を対象に問題の解消を図っていくということで働きかけを行っていききたいというふうに考えています。この40件についても実際にいま家主までたどり着けるかどうかということもなかなか難しい状況ではあります。

また国、県に要望をしたらどうかというようなご質問でもありますが、これについては、県については建築都市部の建築指導課が所管となっておりますので、ここにも相談をしていきたいというふうには考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

持ち主が分からない場合もあると思いますが、何か起こってからでは遅いので、そこが分からないなら分からないでどうするのかというのも真剣に考えて対策を練って行かないといけない。県の建築指導課に相談はしても、前にも言いましたが福岡県は炭住がたくさん県内各地にあります。そういった中で炭住といえばほぼ長屋のところがたくさんあって、これが特措法には係ってこないというような部分もありますし、これは県上げての事業、空き家対策、危険な長屋の解消ということも含めて県上げて取り組んでいただくように、強力で働きかける必要があるのではないかというふうに思うわけです。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今のご質問については昨年の12月の議会の中でも同じ質問をいただきました。その際と同じようにはなるのですが、やはり国、県に対して要望する機会が今のところはありませんでした。

町に於ける炭住の状況を踏まえた上で、まだまだ炭住が残っている市町村もあるかと思えます。その辺についてもまずどのような状況であるかということも把握をして行くということもまずは大事なかと、それにはやはり県を通じて、先程も言いましたそういった長屋についての状況も調査の上で今後については検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ、何度も言いますように喫緊の課題ですので、解消に向けてお願いしたいと思えます。最後に1つだけ、今は答えられないかも知れませんが、今の危険家屋157件の内の固定資産税、家屋にはないかも知れませんが、例えば土地、固定資産税が掛かっているところはどのくらい、そこから家主とか持ち主を探せるのではないかと、全く固定資産税の収入も入っていないというようなこともあるのではないかと気がしますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

課税状況につきましては現在数字を把握出来ておりません。この件につきましては把握させていただいて、件数は議会事務局を通じて回答させていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そういうところからも、大体課税状況で持ち主を捜したりとか、草が生えているから、この持ち主は誰かというような特定するのにそういうことも考えるわけではないですか。

まずそういうところも私は知っているものと思っていましたが、非常に遅れていると思います。ですから心新たに真剣に、何度も言いますが喫緊の課題です。

ぜひ解消して下さい。これを申しまして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時20分

令和元年鞍手町議会第4回臨時会会議録（第3号）						
令和元年6月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月12日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月12日 午後2時58分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進課長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権課長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康課長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月12日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例
- 日程第4 議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）
- 日程第10 議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第12 議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第13 議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第14 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除

令和元年6月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の措置対象の改正というふうに提案説明でもありましたが、この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

ふるさと納税制度の見直しによる規定の整備で、今回税条例の方は新旧対照表を見ていただいたら分かるかと思いますが、新旧対照表の2頁になります。

第7条の4のところでございますが、税条例の中身は寄附金控除額という言葉が寄附金税額控除というふうに税条例の中では言葉の改正だけになっています。

ふるさと納税制度の中身につきましては、都道府県や市区町村に対する寄附金は総務大臣が定める基準に適合し、総務大臣が指定した物しか寄附金控除の対象とならないということになりましたので、今回6月1日施行分といたしましてふるさと納税制度に係る税条例の規定の見直しが行われております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ふるさと納税の関係で言えば、文言を変えたというだけですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

はい、税条例の中では、この第7条の4のところ言葉の整理がされております。以上です。

○議長 星 正彦君



宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それでは住宅借入金等特別控除に係る控除期間の拡充ということで、対象がどのくらい居られるのか、その額について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

住宅借入金等特別控除につきましては、手持ちで資料を持っておりませんので後ほど回答させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案説明ですから、影響とかも今まで私は聞いてきたので、その点についてはぜひすぐ答えられるようにしていただきたいというふうに思います。

軽自動車税の関係で税率の特例の改正ということですが、どういうふう変わったのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

軽自動車税につきましては、平成29年度までの重課、例えば新規に取得して14年を経過すれば、例で言えば自家用の軽自動車であれば7,800円のものが1万2,900円になる重課の措置、それから27年4月1日以降に取得した軽自動車税は1万800円の税金が本来掛かるわけですが、その分の経過、例えば電気自動車や天然ガス自動車が本来1万800円掛かるものが2,700円、それからガソリン車、ハイブリッド車で概ね50%の軽減のものが半額の5,400円。それから概ね25%基準のものが8,100円という経過の措置が29年度分までは条例の中にありました。その分を29年度分の条文を削除して、新たに令和2年度分、それから令和3年度分等が新たに税条例の附則の中に定められています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

課税額のところがあります。課税額の2のところですが、新旧対照表の1頁目ですが、前項第1号の基礎課税額は世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し、当該合算額が61万円を超える場合には基礎課税額が61万円とすると書いています。

旧の方と比べますと58万円だったのが61万円になって、課税限度額が3万円引き上げられたということだと思います。

平成29年から30年に亘っても課税限度額は89万から93万円に4万円引き上げられたと思います。更にプラス3ということで、平成29年から7万円課税限度額が引き上げられるということになるのですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

いま議員がおっしゃるように、平成29年度から30年度になる時に課税限度額が93万円に引き上げられて、今年度、平成31年度分は更に課税限度額が合計で3万円引き上げられまして96万円になります。

今新旧対照表の中で改正しているものは、これは医療分の限度額、所得割の限度額が58万円から61万円、3万円上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これも毎年のようにというか限度額がどんどん引き上げられて来ていますけれども、今回限度額が引き上げられたことによる影響、対象者が分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

本年3月31日現在での試算でございますが、この医療分の限度額が引き上げられたことにより5世帯、税額にしますと11万9,419円の増額を見込んでおります。

後期高齢者の支援分、介護納付金は限度額の改正はございませんのでその分では影響はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まずこの基金条例が制定された、法律が成立したということですが、この基金を作って、これは何に使って行くのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これにつきましては、市町村におきましては間伐、それから人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及活動、啓発活動等となっております。これにつきましては荒廃森林とは用途は別になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは後で出て来ます補正では116万ほどの補正が付いていますが、基金を作って116万基金に入れて、しかも効果的且つ効率的に管理運用すると、かんがい等の基金では運用益で維持していくというような話もありましたが、今回この基金については116万円ですから運用益といっても大したことはありませんが、これを効果的且つ効率的に管理運用するというのはどういうふうに。116万を増やして行くという形なのか、それともこの分全て、元本も含めてそういうものを使って行くのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

いま議員がおっしゃいましたように、今年度は116万2,000円が譲与されることに

なりますが、これにつきましては今後ずっと譲与税が町の方に入って来るようになっていきます。まず、予定では平成31年から33年までが116万2,000円、その次の、申し訳ありませんが、平成で言わせて下さい。

平成34年から平成36年が174万3,000円、平成37年から40年が247万円、平成41年からその以後につきましては319万7,000円というふうに入ってくる譲与税が増えて行くということになっております。

この基金を有効に金融機関と有利な方法により保管して、使途が決まったときに支出するというようなことを考えております。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

**○11番 西藤 典子君**

内容はパーキング日額、月額とも内税にして料金を据え置くということで分かりますが、徴収方法はパーキングチケット方式に変更する。具体的に今までとどういうふうになるのでしょうかお尋ねします。

**○議長 星 正彦君**

総務課長。

**○総務課長 三戸 公則君**

お答えいたします。

パーキングチケット方式とは、利用者が事前に精算機でチケットを購入し、そのチケットを駐車した車のダッシュボードの上に置いておくというものでございます。

ゲート式や跳ね上げ式の駐車場と比べまして低コストで導入が可能で、地方の駐車場等で現在事例としては増えているものです。近隣の駅では、水巻駅でこのパーキングチケット制が導入されております。以上です。

**○議長 星 正彦君**

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

これは1日あたり300円、日額300円というふうになっていますが、時間的に、普通の跳ね上げ式パーキングだったら時間が分かるのです。けどこの場合はダッシュボードに置くということにすれば、日付けが変わったらまた新たに払わないといけないということになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この駐車場のチケットにつきましては、あくまでも日にち単位でございますので、そういう形になるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

例えば、夕方に飲み事等があつて、駐車場に車を止めて電車で行くと。次の日の朝一番で取りに行くと、そうしたらもう日付けが変わるわけです。今度はチケット2日分払わないといけないという形になるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

このチケットを購入する際に選択方式を今検討しています。というのは、2日分のチケットを初日に買っていただくというような方式になると思えます。

今の例で申しますと、一日目に既に翌日分まで払っていただくというような方法になります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1日ですから、1日と言えば24時間ですよ。とすれば、そういった場合は1日分ではないのでしょうか。夕方乗って置いて置いて、次の日の朝取りに行くというようなことは。そういうことは出来ないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

このパーキングチケット制につきましては、現行制度に従ってある程度導入していますので、これまでも日にち単位で駐車料金を納付していただいていますので、この制度は変えないということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。  
質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

個人の町民税の非課税の範囲の廃止制ということですが、新旧対照表を見れば分かるのですが、完結に中身についてどういうふうになるのか、その影響について分かれば教えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

税務住民課長。

**○税務住民課長 梶栗 恭輔君**

お答えいたします。

今まで個人の町民税で非課税の追加の措置になるわけですが、単身児童扶養者ということで、今まで婚姻されていて死別、離別、所得税の控除でいえば寡婦控除というものがとれる方で合計所得金額が135万円以下の方は非課税という扱いでございます。それが令和3年1月1日施行分として、その非課税額の追加に事実婚が無い方、例えばシングルマザーと言われる方とかで、児童扶養手当なりの支給を受けられておられる方がおられます。そういった方が今度合計所得金額が135万円以下であれば個人の町民税が非課税になるという措置でございます。

対象者につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。以上です。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

新旧対照表の1頁目の第7条で、町長の説明では料金を据え置くと、現行価格を据え置くというような説明でした。

第7条を見ますと、消費税等云々で最後に徴収するで終わっているのです。ただ先程のパーキングの問題ではないが、あの中身を見ますと消費税は内税方式ということで、あの中身で見ますと得た額を含むと書いていたのです。

これは徴収するといったら何か別に徴収されるようなことにもなりかねるのではないだろうかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この徴収するにつきましては、消費税相当額を含むものを徴収するという解釈でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

説明でもそういうことで解釈としてはそうなのでしょうが、それぞれいろいろな条例があって、先程の分は得た額を含むと、分かりやすく消費税は内税だと謳っていますが、徴収するだけでしたら含むということにならない、解釈の仕方にもよるのでしょうかその辺は他の条例等の文言に合わせるとか、一番分かりやすいのは先程言いました、乗じて得た額を含むというふうに変えた方が分かりやすいし、解釈の仕方でも変わったりしないで済むのではないかと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この条例のつくりといたしましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、別表第2条に定める額、次にかっこがございますが、このかっこは徴収するは最後までをかっこで括弧していますので、第2表に定める額を徴収するというつくりになっています。

このかっこの中で消費税額を含むという内容のつくりになっていますので、ちょっと分かりにくいと思いますが、つくりとしてはそういう形になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この改正によつての該当する事業者等はあるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回の改正による事業者につきましては、本町に所在する当該施設はございません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第36号 専決処分の承認(平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の40頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、40頁から65頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

45頁、駐在員連絡員事務費が下がっています。年々自治会への加入者が減ってきて、その影響によるものだというふうに思うわけですが、町としても自治会への加入の呼びかけというか、チラシも作ってやっていますが、現在の状況等が分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

駐在員の事務交付金につきましては、まず駐在員の事務交付金の対象世帯数としましては3,895世帯です。連絡員の事務交付金に該当する世帯数が4,007世帯という形になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう一つは職員の加入です。特に鞍手町在住の職員で、ちょっとずれるかも知れませんが、その辺について自治会等で加入者がどんどん減って来て、防犯灯の維持管理もままならなくなっているような状況もある中で、自治会への加入というのは強力に今後促進して行かないと、地域のコミュニケーション、防災の意識も含めてままならなくなってくるのではないかというふうに思いますが、その点について町長はどういうふうに考えられているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

自治会の加入者が減少しているということについては、非常に私自身も憂いております。

それでどういう体制があるかということについても、これも喫緊に考えて行かないといけないことだというふうに考えています。

ただ、議員が言われました職員、在庁の職員についてということも言われましたが、職員については採用試験の中で能力のある者を選抜して行くということが大前提でありますので、

その住所に対する得点というか、そういったものについては今のところは全く考えておりません。ただ、それぞれ地域に対して職員がどのような形で関わって行けるかということについては今後の検討課題の1つだろうというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

53頁のふるさと納税推進費で約全体で言うと4,300万円ほどの減額という形になっていますが、一気に11月ぐらいからでしたか、予定として一気に納税者が増えたということですが、後は尻すぼみのような形になってはいますが、この減った理由等について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

このふるさと納税推進費におきましては、当初予算で寄付額を2,000万円を見込んでおりました。10月末までで213件413万円の寄附がございました。11月よりふるさとチョイスを始めた関係で納税額が増えました。

12月の定例会で5号の補正予算を作成した時には、その時点で1,200万円の寄附額がございました。第5号補正で1,000万円を追加補正させていただきました。

一番増えたのは11月25日から12月5日までで約1,400万円の寄附があり、第6号補正として3,000万円を追加させていただき、合計6,000万円と予算額にしております。

11月25日から12月5日までの返礼品の件数の内90%以上が肉の詰め合わせというセットが90%以上返礼品として出ました。そして12月10日前後でその肉の詰め合わせが業者の方で在庫が無くなった関係で12月10日以降、その返礼品を出しておりません。その関係で12月以降ちょっと減ってしまっていて、例年でありましても1月から3月までの間というのは殆どふるさと納税というのは件数は少ないのですが、12月の在庫が切れた関係というのが一番大きな原因だと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、66頁から101頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案説明でもありましたけれども69頁です。障がい者の関係の通所系サービスが3,0

00万円ほど減額ということで、利用者自体が減ったというような説明だったと思いますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回の当初予算を編成するにあたりまして、過去4年間の実績を基に前年度の11%の上昇を見込んで当初予算として3億900万円ほどの当初予算を組んでおりました。実績といたしまして、前年比の2%の上昇に留まったという状況でございます。

過去の事例を申し上げますと25年度の実績は1億8,700万円、そして26年度が2億円、27年度が2億1,700万円、28年度が2億5,500万円と、ここの平均の上昇率が11%の上昇があったということで、このように上昇傾向であるということで当初予算を多く見込んでおりました。結果といたしまして実績は前年度並となっておりますので、結果的には3,000万円、今申し上げました10%弱の減額を行ったものとしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案説明では利用件数の減少等によりというような説明だったのですよ。今の課長の説明だと前年並みになりましたというような説明でしたが、これはどちらが本当なのでしょう。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時36分

再開 13時48分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

休憩前に宇田川亮君の質問に対して福祉人権課長の方から回答が済んでおりませんので福祉人権課長お願いします。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程の私の説明では給付費の方を説明させていただきまして、ご質問といたしまして、それに係る件数とはいうお尋ねでございましたのでお答えさせていただきます。

30年度当初予算の件数につきましては、総数が約3万5,800件で約で見込んでおりました。専決の件数では3万1,700件、約4,100件の減少がございました。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

利用件数の減少というふうに説明されていまして、前年度に比べて少なくなったのかということをお聞きしたかったのですが、当初予算の見込に比べて少なかったという意味と、前年度から比べて利用件数が減ったという意味とは違うと思えます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今申し上げましたのは当初予算と専決の件数の差でございます。先程給付額の方でご説明を差し上げたものは、なぜこのように下がったのかという経緯を基に今までの過去4年間の上昇率を基にして当初予算を編成した結果として当初予算に比べて減少したということでございます。

去年の件数と今年の件数のことにつきましては、件数は出しておりませんが、人数的なものであれば出しておりますので、30年度の専決の対象者は1,720人です。29年度の専決での対象者は1,714名で、額といたしましてもほぼ同額でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

再度答弁をお願いします。

○福祉人権課長 石井 通稔君

再度補足をさせていただきます。

件数的なものについて先程申し上げましたが、これは専決同士での29年度と30年度の比較でございましたので、ここは件数はほぼ変わりません。

先程件数が減少したというのは、上昇を見込んで30年度の当初予算編成時に多く見込んでおったので、結果的には下がってしまったということでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、100頁から123頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

105頁です。

活力ある高収益型園芸産地育成事業費が1,600万円程度下がっていますが、この原因を教えてください。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この事業は県の補助金を活用してブドウのパイプハウスを整備する5件の農家の方に対する補助金ですが、本年度の県の補助金が減額されたため2件の農家の事業の実施が取り下げられたことから減額をさせていただいております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

農家の方からの希望はあったけれども、それが県の補助金等の関係で下がったと。農家の技術的な問題とか審査で引っ掛かって落ちたというような結果ではないというふうな理解でいいですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、124頁から159頁まで質疑はありませんか。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

127頁の自主防災組織推進事業費負担金補助及び交付金、自主防災組織補助金が48万円ぐらい減っております。いま防災対策の具体的な確定等が行われている状況でございますが、希望がなかったということでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今議員がおっしゃいますように、この自主防災組織補助金につきましては、当初予算で48万円計上しておりましたが、30年度申請が1件もございませんでしたのでこの金額を計上しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から39頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

31頁、財産収入の土地売り払い収入212万2,000円上がっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

申し訳ございません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので後ほどお答えさせていただきます。

○議長 星 正彦君

総務課長、今は分かりませんか。

しばらく休憩します。

休憩 13時57分

再開 13時58分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川議員の質問に対し総務課長答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

大変申し訳ございませんでした。

まず、鞍手町の大字新北の住宅地の売り払い収入として、面積が78.42㎡で32万4,114円。

それから2件目としまして中山の716の3番地の宅地で、面積が40.61㎡で23万1,477円。

そして中山藺焼で2,283番の3の雑種地で、面積が90.46㎡、金額が156万7,468円の売上収入となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

85頁の子ども医療費対策費で、扶助費、医療費が減額の1,036万6,000円とい

うふうになっていますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

子ども医療費の扶助費の減額につきましては、当初計算した時に平成28年10月以降の月額平均医療費及びインフルエンザ等による医療費の増高等を勘案して計上しておりました。しかしながら医療費がその見込を下回りましたので今回1,036万6,000円程減額をさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回はそこまで医療費を使わなくて済んだということですが、予算は組めた分けですね。

高校卒業までするのに係る医療費が725万円とこの間答えていました。それを充てれば減額せずに出来たのではないのでしょうか。

そういうのも含めて町長お答え下さい。予算付け出来るのだったら是非やっていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

30年度は医療費を使わなくて、中学生までがあまり病気に掛からなかったから今回減額ということになりましたが、先程保険健康課長が答弁しましたように、これは今までの給付の額を勘案して当初予算を付けたわけで、インフルエンザ等いろいろな病気に掛かればこの予算が、これだけの減額が出たかどうか分かりませんし、実際この額が必要だったかということも勘案しながら当初予算を組んでおりますので、これをそのまま高校の医療費にあてがうことが出来るかどうかということになりますとなかなか難しいのではないかなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 10 議案第 37 号 専決処分の承認（平成 30 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 37 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 38 号 専決処分の承認（平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 38 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 38 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12 議案第 39 号 専決処分の承認（平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 39 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 13 議案第 40 号 専決処分の承認（平成 30 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 40 号は総務文教委員会に付託したいと思います。



ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、14頁から21頁まで質疑はありませんか。

篠原哲哉君。

**○6番 篠原 哲哉君**

15頁のみんなのまちづくり懇談会について町長にあえてお聞きします。

当初予算で修正されましたみんなのまちづくり委員会では公聴会の形を取り、要綱等は作成していないが、庁舎の件、庁舎の場所、小学校の統合をお聞きする内容と、一般質問や議案質疑で答弁されていましたが、委員会と懇談会では公聴会でお聞きする内容の変更はあっているのか、また、3月議会から3ヶ月が経過していますが、予算計上するに当たって懇談会の要綱等を作成しているのかをお聞きします。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

懇談会の要綱については作成をしております。また、今3月議会との兼ね合いでご質問等がありましたが、3月議会にはたくさんの議員からご質問等をいただきましたし、また一般質問でもご質問をいただいております。そういった中で議員の皆さんのご指摘をいただいたことを今回参考にさせていただいて、地方自治法第202条に規定する附属機関や私的諮問機関と誤解を受けない形の住民の皆さんの意見を聴取する懇談会という形で予算組の組み替えを行っております。

そして、またアドバイザーに対するいろいろとご質問等もいただきましたので、今回議員の皆さんのご意見を尊重させていただいて、アドバイザーについての予算も削減をしております。そういったことで、3月議会の中身とは違うというふうなことで今回また新たに計上させていただいております。

**○議長 星 正彦君**

篠原哲哉君。

**○6番 篠原 哲哉君**

今の答弁の中で附属機関でもない、町長の私的諮問機関でもないという答えでしたが、3月議会の答弁の中で、単に生の声を聴くとして町民の意見を聴き、その意見は私の、町長の参考にさせていただきたいという考えであると答弁されています。

先程言われましたが、そういう話になると単に町民の意見を聴き、参考にされるのであれば町長の私的諮問機関であると私は思っております。この私的諮問機関である懇談会に公費を支出するのはいかなものかと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私的の諮問機関ということで位置づけされるというようなお話ですが、私的と言われてもその諮問ということであれば何かをはっきりと皆さんに問いかけるということにもなります。ですから、テーマとしては今言われたようなこと、特に役場庁舎についてもそうですが、小学校の今後の在り方についても、これも喫緊の課題にもなっていますし、小学校6校は非常に老朽化して、毎日のように修繕なりが決裁として回って来るような状況です。

また、小学校の給食センターにしても老朽化もしておりますし、先日のトイレのこともありましたし、小学校についてもいろいろな地域の方達の思いがありますので、まずはそういった地域の方達の思いを聴きたいというようなことでまちづくり懇談会についても考えております。

役場庁舎についても、本来ならば前町長がまずは住民の方達の意見を聴取しながら行くことが私は良かったのではないかなと思っておりますが、その辺は手落ちがあって、前町長はそのことをされなかったということで、私は町民の方に役場庁舎についてはお尋ねをしたいし、どのようなご意見があるかを聴きたいというふうに思っております。

ですから懇談会を私的諮問機関と位置づけてしまうと町民の方達からの意見、またはどのようなお考えがあるかということをはほぼ全て諮問機関という形で聴くということになります。そういったことになると私的と言いつつも諮問機関というような位置づけになれば費用弁償のことも関わってきますし、最終的には答申をいただくというような形にもなりますし、ただ住民の方達の意見を聴取するというにはならないというふうに思います。ですから、私は懇談会という形でまちづくり懇談会をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

篠原哲哉君。

○6番 篠原 哲哉君

町長の答弁の中に庁舎の建設の予定地の見直しということを言われました。前町長の在任中に計画されたものであっても、庁舎等建設検討委員会が答申した建設予定地の見直しを考えるということですが、町長の附属機関が出した答申を軽く考えているのではないのでしょうか。見直しを考えるとすれば改めて庁舎等建設検討委員会に図って答申を得るべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前町長の時代に出された諮問機関の答申を軽く考えているというようなことはありません。今までの議会の答弁の中でも私は尊重しているというふうに発言をしておりますし、今も尊重しているというふうに思っています。全く軽く考えているということはありません。

ただ、昨年臨時議会で基本設計の議案が否決され、3月議会でも否決され、6月議会では上程されなかった時点で計画のスケジュールについては見直さざるを得なくなりました。また同時に、現在建設計画の予算についても目処が付かない状況になっています。

そういった中での計画をそのまま進めるということは、今の状況では難しいということになっています。それで昨年の12月に基本計画の説明も全くありませんでしたので、住民に対して3回の基本計画の説明と、どうしてこの計画が進まなくなったか、また難しくなったかについての説明会を行いました。そういったことで、住民のご理解を得ながら今来ているところです。

ですから、今の計画を軽んじているということはありませんし今も尊重しています。今の状況を考えた上で、やはり住民の皆さんに一度どのようなお考えを持っているかの意見を聴取し、今、じゃあ検討委員会を立ち上げればいいじゃないかというようなご意見もありましたが、私自身は住民の意見を聴取した上で必要とあればそういうこともやって行くことも考えております。

ただ、まずは住民の方達がどのような考えを持っているかということをお聴きした上で私はその意見を参考にさせていただきながら、これから進めたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○3番

田中 二三輝君

町長が住民の声を大切にしているというのは、町長ご自身が、議長をされているときから横で感心して見ておりましたし、住民の方々のご意見を参考にとおっしゃるお気持ちは十分分かりますが、前回3月定例会において、まず議会としてはみんなのまちづくり委員会が地方自治法に基づいていないということ。

それから更には建設検討委員会が出した答申との内容的なもので混乱を来すのではないかといったことを理由として、議会として修正動議が出たということは町長も理解されていると思います。

今回このみんなのまちづくり委員会と、それからみんなのまちづくり懇談会の違いといったものは、先程アドバイザー云々というようなことがございましたが、内容的には同じではないかなというふうに聞こえるのですが、その辺の違い、修正削除された議案とは違うのだといったところがあれば具体的にご説明願えますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁させていただきましたように、予算上は大きく組み替えております。従って予算上は全く別のものとなっております。

予算上は全く別のものになっておりますので、これは別のものとして考えていただければというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

町長、予算の組み方云々とかを聞いているのではなくて、内容がどう違うのかと聞いているのです。

分かりますか、3回しかないのですよ、我々の時間が。これで2回目ですよ。内容がどう違うのですか。意見を聴くだけでしょ、どちらも。どちらも意見を聴くだけであればその聞いた内容によっては建設検討委員会との混乱を招く恐れがあるということを理由として修正、削除されたわけでしょう、3月議会で。そこは理解されていますね。

その違いを説明して下さいと言っているのです。予算の組み方などではないですよ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前回はアドバイザーということで大学の教授を懇談会の進行役として予算も計上しておりましたし、その方を中心にファシリテーターというか、意見を聴取するような形で進めようというふうに考えておりました。

しかし、先程も言いましたように、3月議会の中では役場の職員も優秀な職員がいるのではないかと、役場の職員と一緒にすればいいと。そういうアドバイザーというものも必要ないではないかというようなこともありましたので、そういったアドバイザーを置くということは、予算の措置も外しましたし、そういった進め方も変えております。そういったことから中身が違うものとなっております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

なかなか私が聞きたいことはお答えがいただけないようですが、まちづくり委員会と検討委員会、今回出ている内容、アドバイザー料は削除されてそういうものがないということは議案書を見れば分かりますので。そういうことをお聞きしているのではなくて、混乱を招く恐れがあるのではないかと、それが今回もそのまま残っているでしょう。同じことでしょうか。ということは、内容的には同じではないですか。目先を変えてただ単に議案の提案の仕方、予算の組み方を変えただけでしょうか、違うのですか。もし違うのであれば混乱を招く恐れが

あるから前回は修正削除された。

今回のまちづくり委員会、それからまちづくり検討委員会の意見の聴取は別ものだと、混乱を招く恐れは全くないのだといった安心感というものが、今のあなたの答えでは受け取ることが出来ない。

逆に言うと全く同じ内容ではないかなというふうにしか受け取れない。これは前回修正削除された内容と内容的なものがどう違うのかということを書いていただかないと、その意見の聴取した結果どうされるのか、それが全然見えない限りにおいては、全く手法は違っても結果として同じような内容であるというふうにしか受け取ることが出来ない。

従ってこれは明らかに前回修正削除された内容をそのまま形を変えてただ出して来ただけの議会軽視といっても過言ではないと私はそう考えます。

従って、こちらが納得できる違い、前回委員会ではその出て来た意見をこうするつもりだった。今回懇談会でこうするつもりだ、ここがしっかりと違うもので、混乱を招く恐れがないといったものがあなたの口からはっきりと出て来ない限り、この議案は議会軽視であり、この内容自身がまた大きな問題となって来るといふふうに私は思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

どうも私も理解できないのは、なぜこれを開くと混乱になるのかということが前提として話になっているのかがまず理解できません。これを開くと混乱する、混乱すると議会軽視、まだやってもないし、全てが過程の中で話を進めていると、それが私自身は理解ができませんし、百歩譲って、例えば混乱するとか、いろいろな意見が出て収集がつかないとかというような話もありましたが、ということは今ある計画自体に住民の方達の合意が出来ていないというようなことも裏を返せばあるのではないですか。

そういった住民の合意も出来ていないものを、行政が進めるということ自体にも私はいかなるものかというようなことも考えます。ですから、まずは住民の方達の意見を聴いて、住民の方達がどういう思いを持っているのか、そして住民の方達とまちづくりを進める上で欠かせないのは住民の合意を得ることです。住民の合意を得た上でものを進めるというのがこれからの自治体の在り方だというふうに私は思っています。

昨日から福智町の町長選があっていますが、2人の候補者の中の第1声として言われているのは、住民の方達の声を聴きながら町政を進める。一方の方は、町を歩きながら住民の方達の声を拾っていく、聞いていく、そういったことを第1声として言われていました。

どこの自治体でもやはり住民との合意をなくしてものを進める、特に住民に一番身近なことについて、役場の庁舎というのは住民のための庁舎ですから、住民のための庁舎を住民の声を聴くことなくしてどうして私は進められるのだろうかというふうに思っております。

前町長がそういう作業をしていただいた中で、こういう計画に進んでいるならば私は何も

言うことはありませんが、そういった作業を一切してなくて現在に至っていると。そういう状況で先程も言いましたように、昨年から説明会等を行って来ていますし、まだまだ私は住民の声をきちんと拾った上で、それを参考にさせていただきながら、先程の質問者の意見がありましたように、必要とあればもう一度検討委員会を立ち上げて更に煮詰めて行くという作業も必要かなとは思っております。

いずれにしても住民の声を聴いた上で参考にさせていただいて町政を進めて行きたいというふうに思っておりますので、ぜひともその辺は議員の皆様にご理解いただきたいというふうに思っております。

**○議長 星 正彦君**

田中二三輝君の質問は既に3回になりましたが、会議規則第54条の但し書きの規定によって特に発言を許します。

田中二三輝君。

**○3番 田中 二三輝君**

いま町長はいろいろ町民の声を聴いて云々というふうに前町長は聞いていないといったこととおっしゃられました。庁舎等建設検討委員会でこの基本計画等を諮問されて委員会に於いては鞍手町総合計画及びまちづくり基本方針云々との整合性を図りながら、また町民アンケートやパブリックコメントを実施して広く町民のご意見をいただいた上で、委員会として答申をさせていただいているところでございますよ。

私もその委員会におりましたので、そこは十二分に承知をしておりますが、庁舎等建設基本計画は町民のアンケートやパブリックコメントを実施して広く町民の声を聴いた上で策定されているとこれが事実です。

これはご存じですね。知っているか、知らないかだけを答えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

その辺は十分に承知をしています。パブリックコメントの中でも、現計画の中ではほぼ全員が反対という意見が9件ありました。そういった町民の声がはっきりとパブリックコメントの中では出ております。そういったことも踏まえながら、また総合計画、または都市計画ビジョン、そういったものを踏まえながら住民のお考えを聞いて行きたいというふうに思っております。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

このみんなのまちづくり懇談会というのは時期的にいつ、どこで何回ぐらい開かれるのか具体的に、時間的にどのくらいされるのかとか、要綱も定めているということでしたのでそ

ういうものについて教えていただきたいと。

今回は委員会とは違いまして懇談会ですので、これは1回やって終わりという形なのかどうかそれも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

回数については、この予算を上げています10回を想定しています。先程も言いましたように役場の庁舎だけではなくて、特に今回の場合は小学校の在り方について、特に回数も重ねて行きたいというふうに考えております。小学校の在り方について皆さんのご意見を聴取しながら、出来れば来年度でもいろいろと検討する機会を設けて行きたいと。これは諮問するということになるかも知れませんが、とにかく小学校の在り方については先程も言いましたように非常にいろいろと設備等で痛んでいる所がありますので、早急に考えて行きたいということから回数としては10回の予算を計上しております。

時間的には長くても2時間程度というふうに考えております。

会場については、中央公民館を今は想定はしております。そして中央公民館で開催した後、前回の説明会では古月小学校だとか、またはくらの郷だとかも説明会を開きましたが、中央公民館以外でも開いていただきたいというような声があれば、その声を参考にしながら場所は決めて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まず最初に、例えば今回予算が通ってやるとすれば最初はいつ頃を想定しているのか、中央公民館ということですが、集め方といいますか、まちづくり懇談会ということですので全町民に呼びかけて、全員が行きたいと言えば行けるのかということ。

先程来、3月議会からの混乱という言葉も出ましたが、一番はやはり庁舎建設に伴うものだと思うのですが、それに関して町長は検討委員会の中身を尊重するということは、尊重するということは、町長自身は今の段階ではこのまま行きますよと、場所も全てこのまま行きますよという考えであって、その上で懇談会をやって、もしも大反対が起きればそこも見直すということなのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現計画については、何度も尊重するというふうに答弁をさせていただいています。ですから尊重するということであります。

その計画をそのまま進めるかどうかというのは、住民の意見を聞きながら、先程質問者の議員が言われましたように、どのような反応があるかにもよるといふふうにも考えています

し、先程の中でパブリックコメントの話もありましたが、パブリックコメントの中では反対の方がほぼほぼ反対でした。ですから、そういったことも勘案しながら私は考えて行きたいというふうに思っております。

時期は、まだ内部できちんとした協議は行っておりません。まずは予算が通ればすぐにでも時期、または周知方法について考えて行きたいというふうに思っておりますが、まずは広報、ホームページ、その他で住民の方達により広く多くの方達に開催について知っていただくようにしたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

町長。希望者全員が参加出来るのかということとは。

○町長 岡崎 邦博君

これについては制限は設けていませんので要綱の中にありますが、住民在住の方とか鞍手町にある企業に勤めている方だとか、または事務所、または事務所に所有する個人、または法人その他の団体だとか、そういうふうなことで参加者は募りたいというふうに思っております。ですから制限はありませんので、来られる方は全て受け入れるということになります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私は町民の意見を広く聞くということについては大賛成です。その上で町民が納得して、長たる町長がそういった施策なりを進めて行くということについては大賛成です。

ですが、今回は懇談会と前回の委員会とは全く別ものだと、やり方も違いますし町長の諮問機関でもないということですが、他の議員さんが一番懸念しているのが、一番は庁舎建設がどうなるのか、今までこういう計画でやって来て皆さんにずっとそういう説明でやって来たのに、特に関係地権者だとか、いろいろ関係する方が混乱するのではないだろうかというところが一番なので、もちろん町長は計画に対して尊重するという言葉をずっと言われていますが、町長自身がその計画にこのまま行きたいと思えますという考えで入るのか、それとも前回皆さんの意見を聞かずにこういう計画になっていましたので、皆さんの意見を出して下さいという聞き方をするのか、これによって全然違うと思うのです。

町長が一本今の計画どおり、基本は場所とか、規模はちょっと今から変わって来るとは思うのですが、場所等についてはこのままで行きたいと思えますという、これに対してはどうですかというような聞き方をするのと全然違うと思えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、今ある計画ではスケジュールも全く間に合わないような現計画、スケジュールにもなっています。そしてまた、財源についても先程も言いましたように、今



は目処の付かないような状況になっています。ですから、その計画を私はやりたいと言っても、今の計画どおりには今は出来ないような状況になっているわけです。

そういったことで、昨年12月に住民説明会を開きまして、そのことについても住民の方達には説明をさせていただきました。ですから、私がこの計画のままでこういうふうな形でということになりますと、今議員が言われたように、どうしても住民の方達にそこは制限もかかるし、なかなか住民の方達が思っていることと違う形になるかも知れません。

そういった意味で、まずは住民の方達に制限、タガをはめるのではなく、どういうふうに役場そのものを考えているのか、どういうふうな役場が住民の人達が望まれているのか、それは場所も含めて全てですが、そういったことを聞いて行きたいというふうに考えていますので、私から今こうですということを前提とした形での懇談会ということはないというふうに考えています。ですから、まずは住民の方達がどういうふうに思っているのか、考えているのか、まずそこから私はスタートしたいというふうに思っています。

ただ、住民の方達はそれぞれ思いを持っていますし、それぞれの考えを持っていますし、そうそう大きく私は混乱することはないというふうにも思います。住民の方達はしっかりとした思い、考えは私は十分に持っているというふうに考えているので、私としては大きな混乱はないというふうな思いであります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

別の質問に行きたいと思いますが、今の町長の答弁ではちょっと混乱するかな。ゼロからスタートになってしまうような気がします。それはちょっと考えて進め方をやっていただきたいというふうに思います。

同じ頁の一般コミュニティ助成事業補助金、それからコミュニティセンター助成事業補助金が付いていますが、これについてそれぞれ手を挙げて、どういう内容かということについて助成金が付くというようなことでしょうけれども、どういったものについてこういった助成金が、またどういう団体等についてあるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

一般コミュニティ助成事業補助金240万円付けておりますが、これは大池区が該当します。これは大池区が視聴覚備品他、テレビとかパソコン、テント、草刈り機、そういうものをコミュニティ活動として使うということで上げられております。

それと、コミュニティセンター助成事業補助金につきましては1,500万円ありますが、これは立林区の公民館の建替えとして一般財団法人自治総合センターが行います補助金を受けるものであります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般コミュニティ助成事業補助金については、これは以前からそういう要請があってやっているのか、それとも毎年こういうのが付いて行くのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

毎年行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

町長にお尋ねしますが、先程から言われた庁舎建設に対して我々も商工会の会長をしていた時にこの委員会に出て長きに亘って検討をやってまいりました。そのことが今活かされていないということであれば、今町長が言われる委員会を作るとか言われますが、これであとの国からの予算もいろいろあるでしょう、それに間に合うのですか。

それと、いろいろな意見を聞いてやった、それが一番いいですよ。やはり町長は悪者にならなければいけないですよ。これでやりますというぐらいの迫力があっていいのではないかなと思います。

何もしないでやるのではないです。検討委員会でちゃんと検討しました。その結果こういう形を出して来た、職員達もそのために一生懸命やって来ましたよ。それを今になってまた新しいものを出して皆さんに意見を聞く、これは混乱しますよ。

おそらくこれをやったらみんな言いますよ、どこに作れとか、ここに作れとか、町長がしなかったら町長は言われますよ、私の意見が通らなかったと。これが住民なのですよ。だからある程度決まったことでやっていくことがトップである町長の責任でもあるし、実行権を持っている町長ですから、やられることも必要ではないかなと思います。

1年生議員で申し訳ないのですが、私はそれを聞いていて、これは堂々巡りになって来たらまとめるのに大変だろうと思います。

大きな予算を使って検討委員会をやって来たのです。それをまたやるということはいかかなものかなと思います。町長どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今のはまちづくり懇談会の中でのご質問というふうに思います。今まで検討委員会で十分議論を重ねて計画も出来ているということで、それを尊重していくと、町長としてそう行きなさいというような応援メッセージでもあるというふうに捉えております。

先程来答弁をさせていただいていますように、この計画は計画として尊重はしております。ただ言いましたように、国から来る補助金だとか交付金はどうなるのかというようなご質問ですが、先程來說明をしていますように、昨年の12月の時点で過疎債等の期限もあることですし、また市町村役場機能緊急保全債というようなものもありますし、そういった基本設計なり基本実施設計をする時期というのがありました。

今回実施設計については、32年度末に実施設計に掛かればいいというようなことで、約1年ほど猶予はありますが、それにしても今厳しいスケジュールというふうになっております。何れにしてもそういったものは厳しい中でのお話になっています。

ですから役場庁舎というのは私自身も非常に住民のものでもありますし、ある意味役場の核にもなるわけで非常に重要な施設でもあります。そういったものを早く作りたいというのは私の公約でもありますし本心でもあります。

ただ一番はやはり住民のものであるからこそ住民の合意をどうやって取り付けていくか、住民の方達の意見をどうやって尊重して行くかというのも、これも行政としての大きな務めだというふうに考えています。

残念ながら前町長の中ではそういうような作業がされておりましたので、私は合意形成ということがこれからのまちづくりには欠かせないものだというふうに考えています。そういったことから、いろいろとご心配される方達もいらっしゃるし、あっちがいい、こっちがいいと、いろいろな意見が出ると思います。しかしそれを2回、3回、4回と議論を重ねる中で私は段々と意見は集約されて来るだろうというふうに思いますし、そういったいろいろなご意見がありながらも、やはり鞍手町はここが最善の方法かなというようなことで私はまとまってくるというふうにも考えております。

ですから、混乱する、混乱するというようなご意見がありますが、私自身は回を重ねる毎によって段々と治まってくると思いますし、そして結果的には住民の皆さんが納得した上での素晴らしい庁舎が出来るのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひともこのまちづくり懇談会については議員の皆様のご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

町長の言われることは分かります。分かりますが、私は限られた時間の中でやっていってこれが果たしてまとまるのだろうか。まとまらないときはどうするのですか。その辺をお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

全てまだ仮定のお話でまとまらなかったらとか、混乱したらとかというようなことのご心

配をいただくことは非常に有り難いことですが、私自身は先程も言いましたようにまとまりし、住民の合意を得た中で進めることが出来るというふうに考えております。そういうご心配も非常に有り難たく受け止めておりますが、私としてはそういう懸念は持っておりません。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

19頁、プレミアム付き商品券事業費ということですが、今回今までと違って商品券の販売を郵便局に委託するということですが、これまでは商工費で商工会の方にお願いしてやって来た。予算も3款 福祉人権課福祉係になっています。郵便局に委託して販売するということになっていますが、具体的にどういうふうにされるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず当初予算で商工会に委託したのではないかというお尋ねで、そのとおりでございます。販売と商品券の印刷につきましては、商工会に。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず今回のこのプレミアム付き商品券というのは、今年消費税が増税されることに伴って子育て世帯、それから低所得者、住民税非課税世帯の方にプレミアム付きの商品券を販売するというので、これは買える方が限定されるものです。

後から、7款に商工費で商工会補助金が付いています。これは通常出しております商工会に委託して販売しております地域振興券でございます。ですから今年は2本立てで出て来るということで理解いただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

すみません。似ていたもので、勘違いしてしまいました。プレミアム付き商品券というのはどういうものか、買える方が限定されるということですが、具体的な中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、プレミアム付き商品券と申しますのは、非課税世帯分と児童分と2つに別れます。

非課税世帯分につきましては、2019年1月1日で住民票がある方で非課税の方が対象となります。

児童分につきましては、三歳児未満の子育て世帯を応援するものとなっていて、この児童につきましては対象者が平成28年4月2日から令和元年の9月30日までに生まれた3歳児を持つ親が対象となるものでございます。

商品券につきましては、2万円の商品券でプレミアムということで2万5,000円分の商品券がつくものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

5,000円のプレミアムが付くということですが、対象者の人数と、これは割れば分かるのですが、どのくらい予定されているのか、もう一つは1世帯に上限等が設けられているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず世帯の対象数についてお答えいたします。

非課税者分につきましては、3,330を予定しております。これは県の指導によりまして全体が約3,700で、その90%を見込みなさいという指示がございましたので、非課税対象者分を3,330で、児童分につきましては313件としております。

1世帯に2名居られる場合につきましては、それぞれ対象となるものでございます。

上限ということはありません。1人が買えるのは2万5,000円分までということです。上限というのは1人が2万円までということです。

もし2人が該当すれば2万円の4万円で5万円分のプレミアムになるというものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び7款 商工費について20頁から23頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

8款 土木費から10款 教育費について、22頁から27頁について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から13頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

**○11番 西藤 典子君**

5頁の歳入のところですが、繰入金というのが約2億円近いような、減額になった後、補正の後になっているのですが、今までこんなにたくさん繰入金があったのかなという感じが。8頁では一般会計繰入金と書いていますが、今までこんなにたくさん、これは国民健康保険でしょう、今回多いような気がするのですが。

**○議長 星 正彦君**

保険健康課長。

**○保険健康課長 芝野 英和君**

国民健康保険の特別会計の方へ一般会計から繰入を行っていただくその繰入金の質問をされていらっしゃると思うのですが、これにつきましては、国保の制度で保険基盤安定負担金に対する繰入金であるとか、出産育児一時金における繰入金、財政安定支援事業繰入金、それと法律で定められております法定内の繰入金、法定外繰入等々ございまして、今あるような予算措置というふうにさせていただいております。以上でございます。

**○議長 星 正彦君**

西藤典子君。

**○11番 西藤 典子君**

法定外だけではないのですね。他のものも含まれてこうなっているのですね。法定外繰入金があんなにたくさんあったことがないのでちょっと勘違いをしていました。

**○議長 星 正彦君**

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

法定外に限らず一般会計の方から繰入をしている予算をそこに記載しているということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

これは国保の都道府県単位化に伴う増額ということではないですね。

○議長 星 正彦君

西藤議員、もう一度お願いします。

○11番 西藤 典子君

私は法定外繰入金のことばかり考えていたものですから、ちょっと金額が多いのでこれは制度が変わったからこんなに増えたのかなと思って、そういうことがあるのか聞いています。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

この繰入金に関しましては県単位化等々はもう関係なく、以前からいただいているものも当然でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

この際休会についてお諮りします。

明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時58分



令和元年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
令和元年6月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月19日 午後1時42分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月19日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認(平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算第4号） (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算第5号） (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会  
計補正予算第1号） (総務文教委員長報告)

- 日程第13 議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除  
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、  
国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする  
意見書の採択を求める陳情 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置
- 日程第19 閉会中の継続事件

令和元年6月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第29号から日程第7 議案第42号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。  
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例。

議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 33 号について、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 34 号について、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 35 号について、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 42 号について、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 29 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 37 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 30 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 33 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 34 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 35 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 42 号について、討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採

決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第28号から日程第16 議案第43号までの9件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

#### ○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）。

議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）。

議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）。

議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）。

議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、質疑を行った後田中委員、及び添田委員から、原案に対する修正案が提出されました。

尚、修正案についての説明をしたいと思いますので別紙をご覧ください。

今回の修正案の内容ですが、本会議の議案審査でも指摘されましたように、まず歳出において4枚目をご覧ください。

2款 総務費で計上されている「みんなのまちづくり懇談会費」にかかる経費について20万円を減額し、またあわせて歳入において、3枚目をお願いします。19款 繰入金で歳

出の減額に伴う減額を行うものとするものです。

等委員会では、第41号に対する修正案を原案と合わせて議題とし、修正案提出者から提案説明を聴取した後、まず修正案について採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決し、更に修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致を持って可決すべきものと決したので、会議規則第76条の規定により報告します。

尚、修正案の提案理由についても参考資料としてお付けしておりますのでお目通し下さい。  
以上で報告を終わります。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第28号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号の修正案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



次に、議案第43号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号の修正案について、討論はありませんか。

栗田美和君。

**○9番 栗田 美和君**

町長の方から説明が、田中議員の方から質問があったわけですが、それに対して町長の方からかたくなにと言ったら失礼ですが、思いを十分述べられたとは思いますが、これが修正のまま原案が修正されてこういう形で進んでおりますが、これは町長にもう一度、そこは納得されているのかどうかそこを聞いてもいいのでしょうか。それはできないのでしょうか。

**○議長 星 正彦君**

それはできません。

**○9番 栗田 美和君**

できないのですか、分かりました。ちょっと納得できないところがあるので。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第43号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

まず、修正案について採決します。

本、修正案について賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 陳情第2号を議題とします。

本陳情は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。

本委員会は、6月5日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第2号は採択することに決定しました。

次に、日程第18 発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○3番 田中 二三輝君

発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

令和元年6月19日提出。

議会運営委員会委員長 田中二三輝。

名称、議会広報編集調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び鞍手町議会委員会条例第4条。

目的、議会広報の編集及び調査研究。

委員の定数、6人。

提案理由

議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と町政に対する理解を深めるため、議会だより

の編集及び広報活動の調査研究をするための、鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提案するものである。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

発委第1号は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって発委第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

只今より名簿を配付します。

(「名簿」事務局より配付)

お諮りします。

只今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、只今お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これにより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時29分

再開 13時41分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それでは、ご報告いたします。

委員長には野口美恵子議員。

副委員長には西藤典子議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第19 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田中 二三輝

議員 宇田川 亮

令和元年6月19日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査 陳情第3号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査